

設計業務委託契約書（案）

業 務 名 兵庫教育大学(嬉野台) 共通講義棟改修（Ⅰ－Ⅱ期）設備設計業務

業 務 委 託 料 金円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金円也）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人兵庫教育大学と受注者 ○○○○○会社との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別冊の設計業務委託仕様書に基づいて、業務を完了する。
- 第2条 業務は、○○○○○会社において実施する。
- 第3条 業務の履行期間は、契約締結日の翌日から2026年3月31日までとする。ただし、財政法の定めによる承認を得た場合は、2026年10月30日（Ⅰ期工事分の設計図面・積算業務の完成は、2026年6月30日）までとする。
- 第4条 契約保証金は、円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第5条 業務委託料は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。
- 第6条 業務委託料については、金円以内の額を前払金として前払いするものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。
- 第7条 業務委託料の請求書は、国立大学法人兵庫教育大学総務部環境マネジメント課に送付するものとし、発注者は請求書を受領した日の翌月末日までに支払うものとする。
- 第8条 完了通知書は、国立大学法人兵庫教育大学総務部環境マネジメント課に送付するものとする。
- 第9条 受注者は、発注者が適切と認めた「業務の実施方針」（以下「技術提案内容」という。）を履行しなければならない。
- 第10条 この契約についての一般的約定事項は、発注者が定めた設計業務委託契約要項によるものとする。
- 第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者

兵庫県加東市下久米 9 4 2 - 1

国立大学法人兵庫教育大学

契約担当役 事務局長 北 崎 哲 章

受注者

〇〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇

〇〇〇〇〇会社

代表取締役 〇〇〇〇